平成２３年（フ）第６９３号
京都府宇治市槇島町吹前37番地　市営住宅８棟504号
債務者　長谷川治美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７６号
京都府宇治市木幡西浦21番地の３　第２ユニ宇治１―307
債務者　西本　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
京都府舞鶴市字大波下414番地５
債務者　野嶋　和美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第５号
大阪府箕面市粟生間谷西６丁目17番９号、前住所大阪府河内長野市小山田町2833番地の19
債務者　小北　　裕
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
大阪府柏原市大字高井田1258番地の７
債務者　成冨美規子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
堺市西区草部1423番地、前住所堺市堺区協和町４丁358番地　東団地７号館302号
債務者　南野　義文
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７６６号
堺市堺区大町西３丁４番５―204号
債務者　杉野まり子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
堺市中区八田北町10番地31　23棟310号
債務者　下田　修身
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１３号
堺市中区東八田428番地11
債務者　松田千佳子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５号
北海道室蘭市崎守町207番地
債務者　久保　芳章
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
北海道伊達市舟岡町335番地１　ヴィラ佐藤Ｃ．Ａ号室
債務者　川本　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
北海道伊達市末永町200番地47
債務者　赤井　美加
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
山形県鶴岡市羽黒町仙道字大桜93番地６
債務者　山口　金一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第３２１号
神奈川県小田原市久野153番地の３
債務者　内田はる美（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４０号
神奈川県厚木市水引２丁目４番11号
債務者　平野美由紀
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３７７号
神奈川県愛甲郡愛川町半原3958番地の４
債務者　鈴木シズヱ
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８６号
神奈川県小田原市中曽根202番地
債務者　小川　勇治
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２６号
愛知県一宮市大宮１丁目５番３号
債務者　田中　隆司
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部